附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年十一月五日から施行する。ただし、第一条の七の三第七号、第三条の五第一項及び第四条の十第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の金融商品取引法施行令第二十六条の五の規定は、この政令の施行の日以後に行われる空売り（金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する空売りをいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた空売りについては、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十二平成十六年三月の項を削り、同表に次のように加える。

平成二十五年三月	四千六百三万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府　令

○内閣府令第五十三号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第二百四十五号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第七号及び第百六十二条の二並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十六条の二の二第五項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）及び第七項、第二十六条の三第五項（同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。）、第二十六条の四第一項及び第四項（これらの規定を同条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）、第二十六条の五並びに第二十六条の六第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第一条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第十一号中「第五十六条の四第一項」を「第八十一条第一項第三号」に改める。

第九条の二中「同条第六項」の下に「及び第七項」を加える。

第九条の三中「取引とする」を「取引」に、「当該各号に掲げる」を「当該」に、「、確認」を「確認」に、「場合に限る。）。」を「ものに限る。）とする。」に改め、同条第四号中「及び第十条第四号」を削り、同条第六号中「買い付けた有価証券で」を「買い付けた有価証券（取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者と通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係るものを除く。）で」に改め、同条第八号中「第十七条」を「次章」に改め、同条第十一号中「である会社以外の会社」を「以外の者」に、「株券（以下この章において「対象株券」という」を「株券等（株券又は次号イに掲げる有価証券をいう。以下この号において同じ」に改め、「（以下この章において「他社株券償還特約付社債券」という。）」を削り、「当該株券」を「当該株券等」に、「の株券」を「の株券等」に改め、同条第十二号中「第十六号に規定する投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る」を「次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び」に、「第十六号に規定する投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る」を「投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を定めている投資信託に係るものに限る。）

ロ　法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券（イに掲げる有価証券に類するものに限る。）

ハ　法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券のうちロに掲げる有価証券に類似するもの

ニ　法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうちイに掲げる有価証券に類似するもの

ホ　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちニに掲げる有価証券の性質を有するもの

ヘ　有価証券信託受益証券でロ、ハ又はホに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

ト　法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でロ、ハ又はホに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

第九条の三第十五号中「規定する空売り」を「該当するもの」に、「第十条第十五号及び第十一条第十三号」を「次項第五号及び第三項第四号」に改め、同号ハ中「毀損」を「毀損」に改め、同条第十六号中「法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「投信法施行令」という。）第十二条第二号イに掲げる旨を定めている投資信託に係るものに限る。以下この章において「投資信託受益証券」という。）」を「投資信託受益証券等」に改め、同号イ中「投資信託受益証券」を「投資信託受益証券等」に改め、「投資信託財産」の下に「又はこれに類する財産」を加え、「投信法施行令」を「投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「投信法施行令」という。）」に、「又は」を「若しくは」に改め、「規定する交換」の下に「又はこれに類する